

「トランジション」特別勘定に関するお知らせ

トランジション(変額個人年金)は各特別勘定の主たる投資対象として投資信託を用いていますが、投資信託の組入対象である指定投資信託証券の一部につきまして、下記のとおり変更をご案内申し上げます。

**なお、本変更之际、当該投資信託の運用体制、運用関連費用(信託報酬)、ベンチマークについての変更は
 ございません。また、お客様におかれましては、本変更に関して特段必要なお手続き等はありません。**

今後とも末永くお引き立ていただきますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 変更対象となる指定投資信託証券が組入れられている特別勘定及び組入投資信託

特別勘定名称 : 世界8資産バランスGS

組入投資信託名称 : GS グローバル・ダイバーシファイド VA < 適格機関投資家専用 >

2. 変更日 : 平成 20 年 4 月 18 日(金)

3. 変更内容(組入指定投資信託証券の国籍及び名称変更)

変更前	変更後
ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス・コモディティーズ・ エンハンスド・インデックス・ポートフォリオ [ルクセンブルク籍]	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ ユニット・トラスト - ゴールドマン・サックス エンハンスド・コモディティ・サブ・トラスト 【英領ケイマン諸島籍】

4. 変更の理由

組入指定投資信託証券の設定国であるルクセンブルクにおいて、本ファンドがベンチマークとする S&P GSCI インデックスを対象としたエンハンスド・インデックス運用を継続することができなくなったため、本ファンドと同一の運用方針・運用体制を有する英領ケイマン諸島籍の指定投資信託証券に組入対象を変更します。

以上

ご留意いただきたい事項について

投資リスクについて

<ご注意>

この保険は、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の年金額、死亡給付金額、解約払戻金額等が増減します。特別勘定は、国内外の株式・債券等を実質投資対象とするため、特別勘定の資産運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等の投資リスクがあります。「株価の下落」、「債券価格の下落」、「為替変動」等によりお受け取りになる年金の合計額、解約払戻金額等が払込保険料（一時払保険料）を下回り、損失が生じる可能性があります。選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなります。これら投資リスクは、変額個人年金保険をご契約のお客さまが負うこととなります。

お客さまにご負担いただく費用について

●お客さまにご負担いただく費用です。詳細につきましては、ご契約商品の「ご契約のしおり・約款」および「特別勘定のしおり」もあわせてご参照ください。

- 契約時の契約初期費用 一時払保険料に対して4%を特別勘定への繰入前に控除します。
- 保険契約関連費用 据置期間中の費用および年金受取期間中の積立金額に対して年率1.5%を日割りで控除します。
- 運用関連費用 投資信託の信託報酬について特別勘定の運用にかかる費用として特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対して年率0.315～0.8575%（消費税込み）を日割りで控除します。信託報酬以外でお客さまにご負担いただく手数料は信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。なお、運用関連費用は運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

この保険にかかる費用の合計額は「契約初期費用」「保険契約関連費用（主契約）」・「運用関連費用」となります。

- 解約、一部解約する際にかかる費用 ご契約から3年未満の「解約」「一部解約」に際し、解約控除の対象となる額に対して、経過年数に応じ2.0%～1.0%を控除します。
- 年金一括受取する際にかかる費用 ご契約から3年未満の「年金一括受取」に際し、年金一括受取控除の対象となる額に対して経過年数に応じ1.5%～1.0%を控除します。
- 年金額割保証特約を付加した場合および年金額割保証特約を付加した場合の費用 年金額を保証するための費用として年金支払開始日以後、主契約の保険契約関連費用と併せて、積立金額に対して年率0.6%を日割りで控除します。
- 年金管理費 定額年金払移行後特約を付加した場合に、特約年金支払日に積立金から特約年金額の1%を控除します。なお、定額年金払への移行後は、保険契約関連費用および運用関連費用は発生しません。

お客さまの不利益となる保険契約に関する重要事項について

- 将来お支払する年金の原資と、毎年の年金額に最低保証はありません。
- 解約払戻金額に最低保証はありません。
- 定額年金払への移行をされた場合の年金額は基礎率（移行日時点での予定利率、予定死亡率等）等に基づいて、移行日時点で計算されます。
- 第1回の年金額が5万円に満たない場合は、年金のお支払いを行わず、ご契約は年金支払開始日前日の満了時に消滅したものとします。この場合、年金支払開始日前日における積立金額をご契約者にお支払いします。

その他の留意点

- 変額個人年金保険は、引受保険会社が保険の引受を行う生命保険商品であり、預金ではありません。したがって預金保険の対象ではありません。
- 引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金原資額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金原資額等が元本を下回る場合もございます。
- ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結された場合や、年金、死亡一時金または死亡給付金を不法に取得する（させる）目的でご契約を締結された場合には、ご契約は無効となり、お申込みいただいた一時払保険料は払戻ししません。
- 死亡給付金の免責事由（責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺、死亡給付金受取人の故意による被保険者の死亡等）に該当した場合や、重大事由（死亡給付金を搾取する目的で事故を起こした場合等）によりご契約が解除された場合には死亡給付金をお支払いできないことがあります。
- お申込みの際には、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」を必ずご覧いただき、内容をご確認下さい。

【募集代理店】

株式会社 **三井住友銀行**

【引受保険会社】

マスマチュアル生命保険株式会社

〒135-0063 東京都江東区有明 2-5-7

変額個人年金専用フリーダイヤル **TEL:0120-803-511**

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

受付時間：平日（月～金曜）午前9:00～午後7:00

（土・日曜、祝日は除きます）

ホームページ <http://www.massmutual.co.jp>